

随意契約理由書

| | |
|---|---|
| 件名 | 平成27年度教育用コンピュータ用周辺機器借上げ |
| 契約の相手方 | リコーリース株式会社 兵庫支店 |
| 根拠法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号 |
| 随意契約の理由 | |
| <p>当該物品は、教職員や児童生徒の授業において経常的に使用しているものであり、当初上記業者と令和2年3月31日まで賃貸借契約を締結した。当該物品の機器・設備については、神戸市教育情報基盤サービス(KIIF)と一体で運用している。</p> <p>その後、次期教育情報基盤サービス(KIIF3)への切り替え時期に合わせるため、令和2年12月31日まで追加で借上げを行った。</p> <p>令和2年12月31日に予定していた切り替えの時期が令和3年3月31日に延びたため、今回3ヶ月間追加で借上げを行う。</p> <p>今回、現行で利用しているコンピュータシステムを継続利用することで、競争入札に付し、新たに調達するよりも経済的に有利に使用することができる。</p> <p>以上のことから、上記業者との随意契約を行う。</p> | |
| 担当部署 (問合せ先) | 教育委員会事務局 学校支援部 学校経営支援課 情報化推進係 (電話番号 984-0668) |